

先端設備等投資支援スキームの会計処理、検討

—ASBJ、リース会計専門委

去る12月18日、企業会計基準委員会は第63回リース会計専門委員会を開催した。

今回は、第277回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から提言を受けた「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームに係る会計上の取扱い」第19回基準諮問会議については本誌2013年12月10日号(No.1366)情報フラッシュ参照の検討がなされた。

まず事務局より、本スキームに係る借手の会計上の取扱いについて、実務対応報告に記述すべき事項として次の2点が挙げられ、記述内容の方向性が提案された。

- (1) ファイナンス・リース取引の判定基準
- ファイナンス・リースの判定に関しては、現在の会計基準ならびに適用指針において記述があり、リース取引がファイナンス・リース取引に該当するかどうかについては、企業会計基準適用指針16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(以下、「適用指針」といふ)9項(11項、12項、94項も参照)

で取扱いが明らかにされているため、この点を再度記述する。

(2) 変動リース料

適用指針90項の記述により、本スキームに係る変動リース料の取扱いや考え方については、一定の明確化を図る必要がある。本スキームの実態を踏まえ、本スキームにおける変動リース料については、ファイナンス・

リース判定等を行う場合のリース料総額に含めることとする内容を記述する(なお、この取扱いは本スキームに限定したものであり、他の変動リース料の会計処理には影響を与えないことを記述する)。

なお、今回の専門委員会では、産業競争力強化法が1月中旬頃を目途に施行される見込みであることを踏まえ、本テーマの緊急性に鑑み、実務対応報告文案の検討を行う予定である。

次回の開催予定日は2014年1月22日。

PLの表示方法は受入れの方

向—ASBJ、エンドースメント作業部会

去る12月19日、企業会計基準委員会は第6回IFRSのエンドースメントに関する作業部会を開催した。

金融商品専門委の審議も踏まえ、金融商品等に関して「検討が必要な項目の候補」を抽出した資料が提示され、引き続き、「検討が必要な項目の候補」に関する詳細な検討が行われた。

「検討が必要な項目の候補」の削除

以前の資料では、IAS39号「金融商品・認識及び測定」に關

- ① 建債券)の換算差額(IAS21号)
- ② 短期有給休暇(IAS19号)
- ③ 財政状態計算書(貸借対照表)(IAS1号)
- ④ 損益計算書の段階別表示(特別項目の表示)(IAS1号)

主資本を区分表示するように修正を行う、「修正を行わない」という2つの対応案が示された。委員からは、「その前提であれば修正を行う案でよい」との意見が聞かれた。

⑤ ①については、「修正を行わない」、「機能通貨の決定に関するヒエラルキーの削除または修正を行う」という2つの案が、事務局から示された。

⑥ ⑤についても、「修正を行わない」、「修正を行う」という2つの対応案が示された。委員からは、「影響は限定的」、「修正を行わないでよいのでは」といった意見が聞かれた。

⑦ ⑦については、「他の基準におけるノンリサイクリング項目をリサイクリングするよう修正を行う場合、資本の部において株

ディスカッション・ペーパーへのコメント、検討

—ASBJ、ASAF対応専門委

去る12月17日、企業会計基準委員会は第8回ASAF対応専門委員会を開催した。

今回は12月5、6日に行われた第3回ASAF会議報告の後、1月14日がコメント期日であるIASBのディスカッション

ン・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」(以下、「DPP」といふ)へのコメントを検討した。

純損益・OCI・測定

第3回ASAF会議では、ASBJがDPPのセクション6

「測定」と同8「包括利益計算書における表示—純損益とその他の包括利益(OCI)」の関係の分析に焦点を当てたアジェンダ・ペーパーを作成し、議論が交わされた。

アジェンダ・ペーパーについては、イギリスを筆頭に、多数の賛成の声を得られた。ただし、イギリスからは「不可逆性については、貸出金の減損に関する不確実性の捉え方等において困難があるだろう」との意見が出された。中国からは、「OCIをこれ以上増やさないで欲しい」との賛意が示された。

DDPへのコメント検討
DPへのコメント対応について

ASU「公開事業企業の定義—用語集への追加」、公表—

国際会計

去る12月23日、FASBは、会計基準アップデート2013—12「公開事業企業(public business entity)の定義—用語集への追加」を発行した。

現在の米国基準は、「非公開企業(nonpublic entity)」、「公開企業(public entity)」の用語について複数の定義を含んでいる。このアップデートは、将来の会計と報告のガイダンスに使用する、以前の「公開企業」の定義とは異なる「公開事業企業

では、セクション1から順を追って議論がなされた。

セクション1「はじめに」で示されている予備的見解については、ASBJは基本的に同意するとした。しかし、「改訂概念フレームワークの主要な目的」IASBがIFRSの開発および改訂を行う際に一貫して使用することとなる概念を識別することにより、IASBを支援することについては、「IASB以外にも貢献している人(団体)たちがいるので、賛同できない」という意見があった。

今後、12月26日、1月7日に専門委が行われる予定。

「公開事業企業の定義—用語集への追加」、公表—

(public business entity)の定義を提供しているが、現在の要求には影響を与えない。FASBは、第2段階として、現在の米国基準の一部を以前の「公開企業」の定義ではなく、新しい「公開事業企業」の定義を使用して改訂するかどうかを検討する予定である。

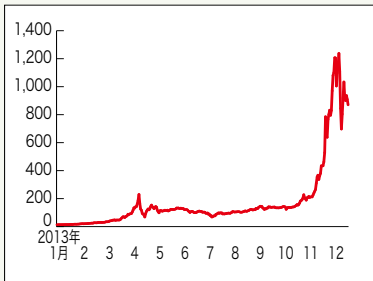
公開事業企業とは、以下のいずれかの規程を満たした事業企業(business entity)で、非営利企業(not-for-profit entity)や従

今回から、この連載を担当させていただく。私は長い間、株取引の世界にいたので、投資に関係した話を中心に書かせていただこうと思う。

さて、ビットコインというものをこ存じだろうか？ あるサイトにこんな説明がある。「ビットコインは最近、投資対象として注目されるようになり、価格は急激な上昇を続けています。…略…利用者が増え価値が高くなり、今後さらなる価格上昇が見込めるのです。」(www.bitcoin-info.com)と。

ビットコインの驚くべきパフォーマンスを図表のグラフで確認しよう。凄すぎる！2013年初めでは1btc(ビットコインの単位)当たり13ドルだったものが、今や900ドル前後(2013年12月15日現在)である。一体、ビットコインとは何なのか？

(図表) bitcoin価格推移(USD / btc)



(出所) bitcoincharts.com

第1の特徴は、偽造の可能性がほとんどない電子通貨ということ。偽造するにはコンピュータによる非現実的なほどの強大な演算パワーが必要だ。それゆえ、一般の通貨より信頼できる。偽造には印刷技術ではなく、演算能力が必要というのがとてもクールだ(この世界の人人々の言い方をマネしてみた)。

第2に世界共通の通貨である。…ここまでは驚きもしないか。

投資のハナシ **裏表**

年率リターン 7,000%の ビットコイン

第3は、現金との交換レートが独自に日々動く。通常の通貨交換でもレートは日々動くが、仕手株並みに動く。

第4に、ビットコインは中央銀行による保証がないが、通貨切下げリスクもない。ビットコインはこれを売りにしている。いよいよ最後の特徴。あつと驚かせよう。誰でも新規にビットコインを発行できるのだ。つまり、自分で福沢諭吉(1万円札)をどんどん印刷して使える

のと同じだ！ちなみに、新しくビットコインを発行することをマイニング(採掘)と呼ぶのだが、そのネーミングが実にナイスマン表現だ。というのも、マイニングには膨大な演算が必要とされるうえ、マイニングできる数量に上限(2,100万btc)があるからだ。埋蔵量に上限があり、採掘には労力が必要…まさに金と同じ。あと900万btcが発掘可能らしいのでトライしてみては？ ただし、かなりの投資とランニングコストが必要だそう。

ビットコインで決済する時、こんなにも交換レートが動くと使いにくいだろうか？ それよりも、冒頭の「利用者増↓買いニーズ増↑値上がり」というロジックを信じて投資するのは要注意だ。利用者がビットコインを買うのは決済に使う(売る)ためだから、決済目的なら買いと売りの需要は同じだ。だから、利用者増↓買いニーズ増↑とはならない。投資目的の買いで値上がりしているだけだ。ビットコインには、金のような最終的な買い需要(装飾品用途)は存在しないから、投資目的だけの買いは続かない。それでも値上がりしているこの状況は、世界的金融緩和によるtruth(泡)といえるのだろうか。(三田 哉)

業員給付制度は事業企業には当たらない。

- (a) SECにより財務諸表の提出を要求される事業企業、またはSECに財務諸表を提出しない事業企業
- (b) 法令や規則により、SEC以外の規制当局に財務諸表の提出を要求される事業企業
- (c) 契約上の譲渡制限のない証券の売却や発行のために、海外または国内の規制当局に財務諸表の提出を要求される事業企業
- (d) 取引所または店頭市場で取引、上場、または値づけされる証券を発行した事業企業
- (e) 契約上の譲渡制限がない証券を一つ以上有し、法律、契約、規定により米国基準の財務諸表を作成することが要求され、定期的に財務諸表を公開している事業企業

このアップデートには、実際の適用日は示されていないが、2014年に発行される予定のアップデートから「公開事業企業」の定義が使用されることになっている。

IFRSと米国基準の間には公開企業でない場合の代替的取扱いなどに違いはあるが、このアップデートでは新たな違いを生じないと思われる。

税務

国税庁長官新春インタビュー

国税庁長官の稲垣光隆氏は、国税記者クラブとの新春インタビューに応じ、2014年の税務行政運営について、抱負などを語った。

新年の抱負

税務行政を取り巻く大きな時代の流れ、具体的には、大きな制度改正や国際的な租税回避問題などに適切に対応していく。そのために、e-TaxなどのICTを活用し、納税者利便の向上、適正・公平な調査・徴収の実現に、引き続き努める。

また、今後の課題として、番号制度の導入や消費税率の引上げへの対応がある。国税庁においては、利便性の向上とともに、適正・公平な課税の実現が図られるよう対応していく。

消費税法改正への対応

平成26年4月からの消費税率引上げに向けた取組みが課題となる。国税庁としては、事業者の方が消費税のしくみや改正内容を十分に理解して自ら適正な申告・納付が行えるよう、適切な、「広報・相談・指導」に取り組む。

国税通則法改正への対応

国税庁では、新たに法定化された調査手続が適正に実施される



るよう、法施行前から、着実に準備を進めてきており、職員には法改正の趣旨等も含めて浸透が図られたものと考えている。

また、平成24事務年度の所得税、法人税等の実地調査件数が減少しているが、改正国税通則法などさまざまな要因が考えられ、ある程度は戻ると思っているが、一律に減少した調査件数を元に戻すことは難しいと思われる。

税務コンプライアンス

最近では税務当局による把握が難しい取引等が増加している。国税庁としては、調査に関するコンプライアンス・リスクの高い分野へ実地調査の事務量を重点的に配分していく。

国際的な取引への対応

まず、国際租税回避行為への対応として、国税庁では、①調査体制の整備、②租税条約等に基づき情報交換の積極的な実施など、各国税務当局との密な連携を図っている。

経理用語の豆知識

金融商品の評価

財務報告の枠組みにおいて、金融商品(組込デリバティブを含む)は、貸借対照表の表示、損益計算書および開示のために公正価値で評価されることが多い。金融資産と金融負債の公正価値の測定は、取引を当初に記録する時点と、その後価値の変動が生じた時点の両方で行われることがある。

金融商品の評価の裏づけとして利用可能な情報の性質および信頼性は、その測定に対する入力数値の観察可能性によりさまざまであり、市場の性質によって影響を受ける。観察可能な入力数値が利用できない場合、市場参加者が金融資産または金融負債の価格設定を行う際に用いるであろう仮定を反映した観察不能な入力数値を使用する。観察不能な入力数値を設定するにあたり、企業は合理的に入手可能な情報により、他の市場参加者が異なるデータを用いることまたは企業の固有のものが存在することが示される場合には、自己のデータは調整されることになる。

オフショアを利用した脱税への対応としても、外国税務当局との情報交換を積極的に行っている。わが国の租税条約等に基づく情報交換ネットワークは、今後一層の充実が見込まれる。BEPS(税源浸食と利益移転)に関しては、昨年7月「BEPS行動計画」が公表されており、適正化に務める。

金融

米FRBの緩和策縮小開始で2つのリスクが焦点に

米連邦準備理事会(FRB)は、昨年12月18日、現状実施している量的緩和策を縮小することを決めた。現在、米国債を月額450億ドル、米政府系機関発行の住宅ローン債権担保証券

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2013年12月17日	ワークプランの更新	IASB	主にリースの再審議の2014年1Qへの変更、料金規制事業の過渡的基準のDP公表時期の2014年2Qへの変更、年次改善(2013-2015)のED公表時期の2014年3Qへの追加があった。	—
2013年12月20日	不動産鑑定評価基準等の改正(案)に関する意見の募集について	国土交通省	不動産市場の国際化、ストック型社会の進展、証券化対象不動産の多様化に対応するために所要の見直しを行うもの。コメント期限は、2014年1月20日まで。	—
2013年12月24日	経営研究調査会研究報告第53号「種類株式の評価事例」	JICPA	種類株式が資金調達的手段として一層活用されるようになるために、その評価の基本概念や発行事例、評価例を取りまとめたもの。	—

日銀は2000年8月に、当時の速水総裁が「デフレ懸念の払拭が展望できる情勢に至っ

た」として、反対意見を押し切つてゼロ金利政策の解除を行ったものの、米国ITバブル崩壊などの影響で、再び緩和策に戻らざるを得なかった苦い経験がある。しかし、逆に量的緩和策を放置したままにするのは、リーマンショック後の経済危機を克服するためリーマンショック前の約4倍にまで急速に拡大してきたFRBのバランスシートを

(MBS)を月額400億ドル、合計850億ドルを買い入れていくが、今年1月からそれぞれ400億ドルと350億ドルの合計750億ドルに縮小する。これで、昨年6月にバーナンキ米FRB議長が具体的に言及して市場を震撼させた量的緩和策の縮小が、現実には始まったことになる。

前提となるシナリオは、経済状況が「失業率が2014年に7%を割り込み、インフレ率は2%台に、実質GDP成長率は3%台に乗せる」ことである。その場合、昨年中に「毎月の資産購入額を減額し、2014年前半にかけて減額を継続したうえで後半に終了する」ものだった。昨年11月の米失業率は、市場予測を下回り7.0%まで低下、非農業部門の雇用者数も前月比20万3,000人増加するなど、雇用統計を始め、景気の実態を表すデータの改善が、縮小決定の支援材料となった。

半年間、縮小開始時期について市場の注目を集めてきたが、それでも今回は緩和策の度合いを弱める措置に過ぎない。今後の米金融政策の焦点は、利上げを含む金融引き締めへの転換点があるのかに移る。

FRBは2014年以降、この2つのリスクの間を微調整しながら進んでいくという難しい課題を抱えている。

昨年12月18日、米株式市場はFRBのQE3(金融の量的緩和策第3弾)の縮小発表を受けて大きく反応した。発表前まで弱含みしていた株価は、発表直後から力強い上昇に転じた。QE3縮小は金融引締め、金利上昇要因であり、本来なら株価にはマイナスのはずである。

ところが、株価は上昇に反応した。長期間の懸念材料に結論が出たことで、気分が晴れ、株価は金融相場から業績相場へシフトするという自信が生まれたと考えられる。FRBが年末に一気にQE3縮小を決断したのは、足許の経済指標、特に雇用(失業)関係の改善が想定以上となつたためというの明白であり、これは企業業績の上昇につ

ながる、つまり、業績相場の可能性を強めることになるからであろう。結局、退任するバーナンキ議長の置き土産となった。QE3の縮小はドル高、円安に導くから日本の株価にとっても悪い話ではない。1ドル当たり104円台まで円安が進み、日経平均は年初来高値を7カ月振りに更新し、6年振りに1万6,000円台をつけた。

2014年の株式市場は、13年の世界の株価をリードした(支えた)日米両市場がどこまで業績相場を持続できるかがカギとなる。つまり、日米の景気実勢、企業収益の動向である。株価に割高感が生まれにくいように、景気や企業収益が絶えずバックアップする必要がある。

放置することになる。その場合、量的のみならず質的にもインフレリスクを高めるMBS購入という非伝統的金融政策の負の面が、新たなリスクとしてクローズアップされることになる。

FRBは2014年以降、この2つのリスクの間を微調整しながら進んでいくという難しい課題を抱えている。

2014年の日米の業績相場はそれなりに期待してよいが、株価の上昇幅は13年並みとはいかなそうだ、というのが結論である。

ところで、2014年は、注目すべき年周りに当たっている。バブル頂点の1989年から25年目なのである。日経平均株価は1989年に過去最高値を記録した後、急激に下落、現在、最高値の40%の水準にある。

一方、ニューヨークダウが世界の歴史上、最大の下げ幅(90%の下落)を記録したのは1929年の大恐慌の時であった。その後、NYダウが暴落前の史上最高値を回復したのは1954年、25年後のことである。

暴落から24年後の日経平均株価は、最高値からはるかに遠いところにある。日本の株価は、14年に史上最高値回復への展望を得ることができたらどうか？

これについては、日米ともに手放して楽観できる情勢ではない。特に、日本は消費税という波乱要因が控えている。

ただ、13年は絶えず警戒要因として作用した中国経済が、14年は少し改善に向かいそうなのが好材料である。つまり、3つの経済大国が、世界経済の足を大きく曲げることはなからうということである。

2014年の日米の業績相場はそれなりに期待してよいが、株価の上昇幅は13年並みとはいかなそうだ、というのが結論である。

2014年の日米の業績相場はそれなりに期待してよいが、株価の上昇幅は13年並みとはいかなそうだ、というのが結論である。

2014年という年、バブル崩壊から4半世紀

証券